

令和4年度第1回白井市情報公開・個人情報保護審査会会議録

- 1 開催日時 令和4年9月28日（水）午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所 市役所本庁舎中委員会室
- 3 出席者 島田会長、坂野委員、中野委員、中村委員、山下委員
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 高山総務課長、吉川係長、小池主査補
- 6 傍聴者 4人
- 7 議題

- (1) 委員紹介及び職務代理者の選任について
- (2) 個人情報保護法の改正に伴う本市の対応について【意見聴取】
- (3) 令和3年度情報公開制度・個人情報保護制度実施状況報告【報告】
- (4) その他

8 審査会の意見

【議題(2)に対する意見】

個人情報保護法において条例に定めることが委任された事項に係る市の対応方針（条例骨子案）については、特に問題ないものとして事務局案を了承する。

9 議事内容

○事務局 ただいまから令和4年度第1回白井市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。

始めに、事務局の職員を紹介させていただきます。

[事務局職員紹介]

○事務局 本日の会議と、会議録につきましては、市の審議会の公開に関する指針に基づき、公開とさせていただきます。

なお、会議録作成のため、会議中についてはICレコーダーで録音させていただきますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

それでは、会議の進行につきましては、島田会長、お願いいたします。

○会長 本日の議題は3つありまして、最初の議題が委員の紹介と職務代理者の選任についてということですが、事務局のほうで説明をお願いします。

○事務局 では、委員の紹介と、職務代理者の選任につきまして、本日、事後の報告となりますが、令和3年9月から委員を務めていただいております加藤委員が、御本人の一身上の都合により、令和4年3月末をもって退任いたしました。後任の委員として、令和4年4月1日付で流通経済大学法学部教授の坂野喜隆様を委嘱いたしましたので、よろしくをお願いいたします。

では、坂野委員から簡単に自己紹介をお願いいたします。簡単で結構です。

○坂野委員 皆さん、こんにちは。流通経済大学の坂野です。

私の専門は行政学・地方自治論で、白井市をはじめ、1都5県の数多くの自治体で、一般行政だけではなく、様々な分野で、このようなことに関わらせていただいております。

今回、白井市のほうでは、個人情報保護、そして情報公開の審議会で、本学に在籍をしておりました加藤先生が関わっておりました。しかし、加藤先生が栄転をいたしましたので、私が責任を持って加藤先生の方まで頑張らせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、退任いたしました加藤委員が会長の職務代理者となっておりましたので、改めて職務代理者を選任したいと思います。

なお、職務代理者につきましては、白井市附属機関条例第3条第4項の規定により、副会長はこの審議会におりませんので、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときにつきましては、会長があらかじめ指定した方がその職務を代理することとなっております。

それでは、会長に職務代理者の指定をお願いしたく存じます。

○会 長 坂野委員を指定したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

〔「よろしく申し上げます」と言う者あり〕

○会 長 では、よろしく申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。議題1については以上となります。

○会 長 続きまして、2つ目の議題が個人情報保護法の改正に伴う市の対応方針についてということですが、事務局のほうで説明をお願いいたします。

○事務局 では、本日の本題ですね。主な議題になります。個人情報保護法の改正に伴う白井市の対応について御説明させていただきます。ちょっと説明が長くなりますので、項目ごとに区切って、適宜質問の時間等を設けさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○事務局 では、説明に移らせていただきます。よろしく申し上げます。

まず初めに、本日の審査会において皆様に意見を聞きたい事項としまして、先に、個人情報保護法において条例に定めることが委任された事項に係る本市の対応方針ということで、これから説明しますが、市が定めることとなる条例の骨子案の内容について、皆様に意見を頂きたいと思っております。この資料で言う3番がその骨子案に当たる形になりますので、よろしく申し上げます。

では、その骨子案の意見聴取に入る前に、まず、個人情報保護法がこういった背景で改正されたのか、その辺、制度の根幹について説明をさせていただきたいと思っております。

〔事務局説明：法改正の概要・参考資料2（1）〕

- 事務局 ここまでで何か、足早に説明させていただいたのですけれども、何か御質問はありますでしょうか。
- 委員 今、最後に御説明いただいた市で独自の規定をすることは許されないということなののですけれども、それは、国のほうで指針か何か、説明か何か、解説か何かを出しているのですか。
- 事務局 はい、出しております。それは、この後の説明で、参考資料の3で載せているのですけれども、説明させていただきます。
- 委員 分かりました。では、そちらでお願いします。
- 事務局 はい、すみません。ほかにありますでしょうか。本当に細かい話になって。
- 事務局 かなり細かいところなので、今現時点でもしお分かりにならないところがあれば、確認の上、進めたほうがよろしいかと思っておりますけれども。
- 事務局 なかなか、ふだん日常的に接する制度ではないと思いますので。ただ、市としては、皆様の大切な個人情報については、条例に基づいて、こういったルールの運用をさせていただいております。
- 委員 感想レベルなののですけれども、どちらかという、従前の市の条例は、情報の収集あるいは情報の利用について、やや厳しい形だったのを、新しい法令の個人情報保護法だと、そこを若干緩くすると情報の収集・利用をしやすくすると、そういうような改正になっていると。大ざっぱな理解としては、そういう形でいいのでしょうか。
- 事務局 はい、そうです。
- 事務局 おっしゃるとおりです。
- 委員 ありがとうございます。
- 委員 以前、審議会に出席させていただいたとき、DVの関係について、他市町村がどのように捉えていらっしゃるかを伺ってから考えるということでしたが、近隣市町村から何かそれに関しての情報の共有はありましたでしょうか。
- 事務局 その議題は子育て支援課の担当になっておりまして、事務局でその状況を聞き取ったというところになるので、その後の詳細については存じ上げていないのですけれども。
- 委員 そうですか。はい、理解できました。
- 事務局 その時点で、県内54市町村ありますけれども、10いかない市町村が導入を実際に考えていて、あとは検討中とかというような状況だったと思います。
- 委員 ありがとうございます。
- 事務局 オンラインの話。
- 事務局 オンライン結合の話です。国がつくった、安全性も恐らく担保されているで

あろうシステムでありながら、なかなか、そういうルールがあるので慎重に見極めた上で、実際そういう手続も必要になりますし、すぐには導入できないというのがその時点ではありました。

○会 長 次に行きましようか。

○事務局 よろしいですかね。

[事務局説明：参考資料2(2)]

○委 員 上の二つは、何か具体例とかもあるのですか。あまり関係ないというような形ではあるのですか。

○事務局 なかなか具体例として出てきていないので。

○委 員 具体例がないから、ちょっとイメージしにくいというところですかね。

○事務局 どちらかという技術的な話がポイントになってきていて。個人情報復元不可能な状態にするためには、どういう技術でやるのかとか、そういったものが資料としては多いですね。

○事務局 今後、国の個人情報保護委員会が、法律の解釈を一元的に担う形になりますので、個人情報保護委員会いずれ具体例が提示される形になるかと思えます。

○会 長 今までのところで何か質問はありますか。(質問なし)

[事務局説明：参考資料3]

○委 員 (1)は、法律上の条文で、条例で規定しなければいけないというふうになっていて、(2)については、条例に対する委任事項が法律に規定されているから、定めることができる。(3)は、法律の条文上、委任規定がないので、これは統一的に法律の適用下に置かれるので、条例を定めることができないと、基本的にそういう理解でいいわけですかね。

○事務局 はい、間違いございません。

○事務局 はい、そのとおりです。

○委 員 (1)の②、当分の間は任意事項というのは、これは附則か何かに規定されているということですか。

○事務局 そうですね。これも後ほど詳しくは説明するのですが、この提案募集制度については、基本的には義務的なものになるのですが、法が改正法に移って当分の間は、都道府県と政令指定都市だけが義務づけられて、それ以外の市町村については、任意でやっていますよという形になっております。やるかやらないか、義務づけはまだされないことにはなります。

○会 長 ありがとうございます。ほかに何か御質問などありますか。

○事務局 ここまででありますかね。

○委 員 (2)の②の条例に規定されることが許容されるものの②なのですが、個人情報ファイル簿というのは、今あるものというふうを考えてよろしいのですか。別の

個人情報というものが、これから作られるものと考えてよろしいのですか。

○事務局 個人情報ファイル簿というものが、今までなかったものになります。

○委員 なかったの。

○事務局 はい。法律で新しく今度作りなさいというものです。これ、読点がないので分かりにくいのですけれども、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿ですね。個人情報ファイル簿とは別の帳簿の作成・公表については、市町村の任意で何かルールをつくっていいですよということになっています。

○事務局 ですから、今回の法律で個人情報ファイルというのが定義をつけられて、それを作ること、調製することと公表することが義務づけられたのですけれども、それ以外の分でも、自分たちでもしやりたいものがあれば、条例で定めてやってもいいよというのがここに書いてある内容です。このファイルは、あくまでも法律の義務になります。

○事務局 法律上は今1,000人という話が出たのですけれども、政令で定める数という定義があって。実際、政令のほうには1,000人とするという取決めがあるので、個人情報ファイルで、なおかつ1,000人以上の個人情報ファイルが法律の調製と公表の義務の対象になりますので、1,000人未満の分については、公表義務、作成義務はないということになります。

○事務局 例えば、うちが本当に小さい村で、小学校が町内全部合わせても1,000人いかなないとかになってくると、当然こういった個人情報ファイルというのは作成の義務はないことになっていますね。個人情報ファイル簿か。個人情報ファイル自体は、個人情報自体の取扱いはあるのですけれども、こういったファイルを取り扱っていますよというものを公表するというものは義務づけられていないです。

○事務局 今、委員のお話の今現時点であるかどうかということになると、その対象となるものがあるかを今これから見つけ出して、それを帳簿化して、来年の4月までに公表できるようにするというのをこれから並行してやっていくということになります。

○事務局 全く新しいものになります。個人情報ファイル簿というのは。

○委員 今、自分の民生委員の立場から考えて、個人情報ファイル簿みたいなというのは、7歳未満とか65歳以上のあれで、新しくというのは、要支援者の避難のこれから作られるようなものを言っているのかなと、ふと考えたのですが。

○事務局 そうですね。あの辺になると、恐らくは1,000人単位の規模にならなければ、ここで言う個人情報ファイルには該当しなくなるということだと思います。個人情報には変わらないのですけれども、ここで言う個人情報ファイルには該当しなくなるのが。

- 事務局 そうですね。公表の対象になる個人情報ファイルではないです。
- 委員 要は、これから、1,000人以上の個人情報が含まれているかとか、そういったことを市のほうで精査をして、それが1,000人以上ということであれば、法に従って新たな個人情報ファイル簿を作って、それを公表しなければいけないと、そういうルールが新たにできるので。
- 事務局 はい、できました。
- 委員 その作業を法が施行されれば行くと、そういうことになるわけですね。
- 事務局 はい。
- 会長 そのほかに何か御質問などありますでしょうか。大丈夫ですかね。そしたら、続きをお願いします。
- 事務局 こちらの大項目3ですね。3、法施行条例の骨子案。こちら、本日皆様に意見を聞きたい事項となっております。よろしくをお願いします。
- では、今まで御説明させていただきました中で、法施行条例、今後新たにつくる条例に定める事項として説明させていただきます。
- 改正法において、地方公共団体の条例に定めることが義務づけられ、または許容されている事項については、法施行条例において以下のとおり定めることとします。
- まず一つ目の項目として、開示請求に係る手数料ですね。改正法では、法律では実費の範囲内。国は1件300円となっております。現行条例、手数料の規定、実はございましたが、無料というふうにしておりました。実際、市民の方からコピー代等の実費については負担していただいております。こちらにつきましては、新しい法律のルールに変わっても、現行制度の行政サービスの質を維持するため、法施行条例においては、従前どおり手数料を無料とする規定で考えております。なお、写しの交付に係るコピー代等については、こちらも従前どおり、実費相当の費用負担については求めることと考えております。
- 事務局 会長、今これから幾つか確認していく事項があるのですけれども、全体を通して説明するよりは、1つ1つの項目で御意見を頂いたほうが議論が深まりそうな気がするのですけれども。
- 会長 分かりました。では、1つ1つ御説明いただいて、それについて質問があれば質疑応答した上で、ここの意見を取りまとめるという、そういう形でよろしいですかね。
- 事務局 はい。よろしくをお願いします。
- 会長 では、今の手数料の件について、御質問などありますでしょうか。特にないですかね。要は、従前と同じように手数料は無料にして、市民向けのサービスが低下しないように取り扱いますよと、そういう趣旨でしょうかね。
- 事務局 そうですね。

○会 長 ということのようですけれども、質問がなければ、皆さん、御意見などありますでしょうか。

○委 員 あくまで、私見ということでお話をいたしますと、国の国法、私たちは法律を国法と言いますけれども、国法の一応範囲内なので、従来の個人情報保護条例の趣旨を守ろうとしているという点では評価できるのではないかと思います。

○委 員 お聞かせいただきたいのですけれども、近隣の市町村などは、この辺に関しては、いかがなのですか。

○事務局 実際、どこの市町村がどうかとは調べていないのですが、大体やはり無料になっているのですね。

個人情報保護制度と並ぶ制度として情報公開制度があるのですけれども、こちらもほとんどの市町村が無料で、別途コピー代等を求めるとかというのが、ほとんどの市町村がそういった運用になっているところが多いです。

○会 長 この点は、他の市町村でも無料でやっていて、実際、従前白井市でも無料でやっていたので、その市民向けのサービスが低下しないように今後も無料でやっていくということで、特に問題はないのかなと思います、そのような意見集約でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○事務局 ありがとうございます。

○会 長 では、次の件をお願いします。

○事務局 続きまして、開示決定等の期限になります。御本人から開示請求があった場合に、改正法では、開示請求のあった日から30日以内とされております。今の現行条例では、開示請求のあった日から14日以内、括弧書きとして、これは条例の条文上が、開示請求があった日から起算して15日以内となっているのですけれども、つまり、開示請求があった日から2週間以内には出すような形になっておりました。

こちらについても、現行の条例、従前どおり、行政サービスの質を維持するために、決定期限については開示請求のあった日から14日以内、括弧書きとして開示請求があった日から起算して15日以内とすることで考えております。一応、法律にも、30日以内に限り決定期限の延長というルールがありますが、そちらにつきましては、14日にした場合には、14日プラス30日で44日以内に開示決定するというような、今後なっていくような形になります。

○委 員 法律では60日。

○事務局 そうです。

○委 員 法律では、30日プラス30日で。

○事務局 で60日ですね。

○委 員 60日を、条例では14日プラス30日で44日と、そういうことですか。

○事務局 はい。

○会 長 ということですが、この点について、質問などありますでしょうか。

この辺も、法律では30日以内となっているところ、市では従前14日以内にやっていたので、30日よりももっと厳しい期限をもともと設けていたので、今後もそれでやっていきたいと思います、そういう趣旨ということによろしいですか。

○事務局 そうですね。これ、今回、特段条例化をしなければ、法律の規定がそのまま適用されますので、30日ということになりますと、これまで14日でやっていた期間が倍近くになるということは、行政サービスの低下につながるということがありましたので、現行どおりの規定としたいという御提案でございます。

○会 長 ということのようにすけれども、この点について、質問、意見などありますでしょうか。

国の法律の基準よりも厳しくやっていきたいと思いますということで、従前の行政サービスを低下させないような措置という趣旨のようですから、特に問題ないようでしたら。

○委 員 それで無理はなかったのでしょうか。

○事務局 そうですね。それは結構、内部の会議でも出まして、国が30日ならそのままでもいいのではないかという意見もありましたけれども、現行の条例の運用上、14日で困ることもありませんし、法にもありますけれども、30日の延長がかかりますので、例えば大量請求ですとか、あるいは判断に時間を要する場合は、この30日の延長を使って、その範囲内には対応できていましたので、運用上の問題もないと思います。

○会 長 ということであれば、この点もこれで問題ないという意見集約で大丈夫でしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○会 長 では、次の点をお願いします。

○事務局 続きまして、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成及び公表ですね。先ほど委員からも御質問がありました個人情報ファイル簿とは別の情報の作成・公表につきまして、改正法では、先ほどから御説明しているとおおり、個人情報ファイル簿というものを今後作成・公表することが義務づけられております。

作成・公表を義務づけられている個人情報ファイルなのですけれども、1,000人以上の個人情報が含まれる場合のみ、そういった帳簿を作りなさいという形になっております。

現行条例では、ファイルではなくて個人情報を取り扱う事務について、事務単位で市長に届け出て、市長がその届出事項をまとめた資料を作成・公表することになっておりました。こちらにつきましては、事務なので、取り扱う個人情報の人数にかかわらず義務づけしておりました。

こちらにつきましては、市が保有する個人情報の状況について、法律で定められた

ファイル簿の作成・公表に加えて、透明性の確保を図るため、引き続き個人情報を取り扱う事務について、利用目的や対象者等を記載した帳簿を作成・公表することを考えております。

○委員 法律上の個人情報ファイルに該当しないもの、1,000人以上という要件がかかって個人情報ファイルに該当しないものであったとしても、条例のほうで、事務単位で取り扱って、それについては公表していきましょと、従前もそうやっていたので、従前と同じような形でやっていきましょという趣旨でしょうかね。

○事務局 そうです。

○会長 何か御質問、御意見などありますでしょうか。

ここも、法律よりも厳しくやっていきましょと、従前の条例の枠組みを生かしてこれからもやっていきましょという趣旨のようですので、特に問題ないかなと思いますが、そのようなところで大丈夫でしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○会長 では、次の点をお願いします。

○事務局 続きまして、審議会その他の合議制の機関への諮問ということです。

法律では、地方公共団体の審議会への諮問が義務づけられている事項に関する規定は特にございませぬ。

今の条例では、当然、この情報公開・個人情報保護審査会に意見聴取等が義務づけられている事項というものがルールとしてありました。

こちらにつきまして、法律では、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、条例で定めることにより皆様への諮問が可能となることから、法施行条例においては、この情報公開・個人情報保護審査会へ引き続き、特に必要な場合は諮問できる旨を規定することを考えております。

その例として、法施行条例、新しくつくる条例を改正するときですね。先ほど、手数料を無料という案にしておりましたが、今後手数料の額を改定するとかというような、今後方針を変えようとするときは、皆様にまた御意見を諮らせていただきたく考えております。

あとは、個人情報の取扱いに関して、法律以外にもっと細かい運用上の市役所内部のルールとかを定めるとき、これは国が一例として出しているものにはなるのですが、そういったときにも、皆様に今後は意見を諮っていくことを考えております。

あとは、注意として、現行条例において皆様に意見の聴取を義務づけていた事項については、改正法の趣旨に反するため、先ほどから御説明させていただいているとおり、法施行条例において諮問事項として規定することは許容されておりませぬ。

○会長 今の点について、質問、御意見などありますでしょうか。

この点は、従前の条例の趣旨を生かして、当審査会への諮問を行っていきましようという趣旨のようですが、特に問題なしということによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○会 長 では、次の点をお願いします。

○事務局 最後になりますが、個人情報保護制度の運用状況の公表を規定することを考えております。

こちらについては、現行条例においては個人情報保護制度の運用状況について毎年1回公表を行っております。こちらにつきましても、個人情報保護制度は全ての市民に関わる制度であり、情報公開制度の運用状況と併せて積極的に情報提供していくことが適当と考えておりますので、新しい条例についても、従前どおり運用状況を公表する旨を規定したいと考えております。 以上です。

○会 長 この点に関して、質問、御意見などありますでしょうか。

法律には規定がないけれども、従前どおり年1回は公表していきましようという趣旨のようですが、これも特に問題なしという意見集約でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○会 長 では、次の点をお願いします。

○事務局 続きまして、法施行条例に定めない事項ですね。今回、新たに制定を検討しております条例について、その中では定めないことを考えている事項ですが、改正法において地方公共団体の条例に定めることが義務づけられ、または許容されている事項のうち、以下の事項については、法施行条例においては定めないこととします。

まず、条例要配慮個人情報についてですが、先ほど説明した本人に対する不当な差別や偏見等の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要する個人情報、要配慮個人情報については、法に規定する項目のほか、地域の特性等に応じて条例で独自のものを定めることが許容されています。

ただ、今回、改正法で定められた要配慮個人情報と、現行条例で定めている要配慮個人情報の定義に差異がないこと、また、新たに独自の要配慮個人情報を定めるという白井市特段の事情というものもございませんので、現時点では法施行条例に定めることはせず、今後の社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて検討していくことを考えております。

○委 員 法律と条例の要配慮個人情報の定義は、参考資料1の2ページの規定ですか。

○事務局 はい。見開きの2ページ。

○委 員 2ページの2段目の一番上のところですね。

○事務局 はい。

○委 員 それで、今、法律と条例の定義を見比べても、全く同一の定義づけがなされていると、そういうことですかね。

- 事務局 はい。法律に合わせてあります。
- 会 長 ということなので、従前の条例も新しい法律も内容は同じなので、特別に法律とは別の何か定義づけをする必要はなかろうという趣旨のようですが、この点について、質問、御意見などありますでしょうか。
- 事務局 一応、参考までに、既に9月議会とか、条例案を提案しているほかの自治体の例を幾つか見る限りにおいては、本市と同じような理由で、今現行の制度とそれほど差異がないということを利用して見送っている自治体が数多くございます。調べる範囲で、ここの独自の規定を変えている自治体は、今のところは見受けられておりません。
- 会 長 そうすると、特に独自の内容を定める立法事実も現時点では認められないから、このまま行きましようということのようですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

- 会 長 では、次の点をお願いします。
- 事務局 続いて、これは法施行条例に定めない事項の最後になりますが、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料ですね。任意事項とされております匿名加工情報利用の提案募集制度をもし開始する場合には、その利用に関する手数料というものの額を条例に定めることとなっております。この制度につきましては、先ほども御説明したとおり、経過措置として当分の間、都道府県、政令指定都市以外の地方公共団体は任意事項とされています。本制度は、市民の個人情報の利活用に関わる事項であり、慎重な検討を要することから、当分の間は導入を見送って、今後、近隣自治体の動向等を調査した上で必要性を検討していくことを考えておりますので、その手数料についても定めることはしないことを考えております。
- 会 長 質問、御意見などありますでしょうか。
- 事務局 一応、参考までに。先ほどの要配慮個人情報と同様に、近隣市というか、既にここで条例案を提案している自治体の状況を見ますと、都道府県、政令市はもちろん義務化されていますので、手数料を定めているところは結構ありますけれども、それ以外の市町村は、やはり任意規定ということもありまして、見送っている自治体が多くございます。本市と同様の扱いとしているところが多いようでございます。
- 委 員 経過措置は、当面の間という形になっているのですよね。
- 事務局 そうですね。
- 委 員 そうすると、期限がいつまでというのは。
- 事務局 ないですね。
- 委 員 決まっていはいないわけですね。
- 事務局 はい。
- 委 員 それは今後、場合によっては、いつまでというのが今後切られる可能性はあ

るけれども。

○事務局 そうですね。

○委員 現時点では、そうはなっていないということですね。

○事務局 はい。

○会長 ということのようですが、経過措置がそうになっているので、現時点では義務ではないということで、こちらもよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○会長 これで全部ですかね。

○事務局 はい、そうなりますね。ありがとうございます。

では、最後に、本日皆様から意見を頂きました今後のスケジュールを示させていただきます。今後のスケジュールとしましては、令和4年10月、来月ですね、条例案の骨子案につきまして、市民の皆様から意見を頂戴するためにパブリックコメントを実施することを予定しております。11月に議会へ条例案提出の上、もし議決がありましたら、法施行条例を国の個人情報保護委員会へ届け出、制度の開始に向けて、年明け、1月、2月頃に一応庁内へ説明会を行った上で、3月にはホームページ、広報で市民の皆様へ周知したいと考えております。

以上になります。

○会長 議題2は、これで終了ということですかね。

○事務局 議題2は以上になります。

○会長 分かりました。御苦労さまでした。

続いて、議題3ですかね。令和3年度情報公開制度・個人情報保護制度実施状況について、事務局のほうで説明をお願いします。

○委員 最後、ちょっといいですか。

○会長 はい。

○委員 資料というか、最後の全体を通してという話がなかったので、一応。もちろん答申に関しては、これだけなのですけれども、全体を通してという話がなかったので、全体を通しての意見を発言させていただいていいですか。

○会長 どうぞ。お願いします。

○委員 自分が会長ときは絶対言えないのですけれども、今回のように、一委員としての立場のときは、好き勝手に話させていただきます。

今回の法改正というのは、保護と流通というもののナショナル・ミニマム、全国一律の基準をつくと申しますか、全国の一律、あるいはそういったような共通のルールをつくるという建前があります。

ところが、私が感じた感想は、これまでせつかく情報公開制度であるとか、あるいは個人情報保護制度というのは、まず条例、すなわち自治体が先駆的に国に先駆けて

やってきた分野であります。それを今回は完全に上書きと言いますが、壊してしまって、自治体がやってきた伝統であるとか歴史を国の国法が潰してしまったということを感じます。ただし、国会でつくったものでございますので、法律ができてしまうと、ここでは私たちは肅々と、そのとおりにしましょうというふうな評価しかできません。

私は、法律を扱う者でございますが、地方自治の学者でもございます。地方自治の学者として一言申し上げたいのは、分権の象徴として、基本的には政策法務であるとか、いろいろな新しい自治体の裁量権であるとか、様々な努力が、今回のどちらかというところナショナル・ミニマムをつくるというのは、いい意味でいえば、そのようなことを余りやっていない自治体の市民にとっては一定の水準を持つことはよかったと思います。しかし、この白井市は、いろいろなことや努力を積み重ねてきたはずで、白井市はそのような意味では頑張ってきた、そういった伝統が、ある意味潰されるのではないかなと危惧をしておりました。

その中で、どうしたらいいのかという話でございますけれども、はっきり申しまして、この立場でいくと、先ほど言ったように法律ができてしまったので、もう仕方がないと言えませんが、それは法律をしっかり守ってもらいましょうと言えませんが、事務局案、そして総務課の皆さんは、この状態の中で、違法状態にならないように一生懸命考えてくださったということでは、一委員としてはお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございます。

ただ、先ほどもお話ししたように、少し、これは地方自治の観点から見ると、何のために、1993年6月の地方分権推進の決議、1999年の地方分権一括法制定などの一連の第一次分権改革が行われたのかと、国会議員に文句を言ったほうがいいのではないかとわが言えざるを得ない議論です。ですから、もしこの議事録に載せていただけるのであれば、地方自治を守るという立場が、三つあるかと思えます。地方自治法の99条に意見書というものがございます。これは白井市の議会の方々が地方分権への熱いお心がおありであれば、その旨を国のほうに意見書にして申し立てていただきたいのが一つ。もしそれでも駄目ならば、法的な根拠はございませんが、議会のほうで決議をして、これは何とかしてくれというふうに言っていただくという考え方もございます。三つ目としては、やはり政治家のルートというふうになるのですが、例えば全国市長会、あるいは全国知事会、全国町村会であるとか、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、そして全国町村議会議長会の、いわゆる地方六団体のほうから、そういった打診をしてもらえればよろしいのではないかなと思えます。

ですから、そのような意味では、今回は、国会議員は何をやっていたのだということで、ぜひ地方議員の皆様に頑張ってもらいたいと思います。行政としては、もう法律で決まったものですから、どうしようもありませんので、ぜひ頑張ってもらって、国会議員の方々を統制あるいは何か監視という、白井市をはじめとした地方のま

さしく議員とか地方の議会の役割が高まる、どちらかという、私は事案だったのではないかと思えます。

ということで、大事なのは、国会議員を選挙で選ぶときは考えましようねと、ここは思いましたが、いずれにしても、これは国民が選んだ話なのでどうしようもありませんが、何で国会はこんな改正を許したのかなというふうには疑問に思いました。

すみません。余計なことですが、時間を頂きまして申し訳ありません。

○会 長 ありがとうございます。

○委 員 私もちよっと感想めいたことを申し上げますと、この問題というのは、個人情報保護ということと、情報の流通をどういうふうにはバランスを取っていくのかという問題なのかなとは説明を聞いていて感じました。白井市案が、従前はどちらかという個人情報の保護を重視していて、ただ、この改正法は、そこを緩くして情報の流通に主眼を置いているような内容なのかなと思うのですね。それで、●●委員もおっしゃるように、地方自治体がこれまで独自に築き上げてきたものを国会で全部ひっくり返したというのが今回の改正法なのだろうと私も思います。

それで、今回の改正法の内容は、それはどうなのかと、その是非についてはいろいろな意見が当然あり得るのだろうと思うのですが。

ただ、行政の立場としては、当然それは、国会で成立した法律を守らなきゃいけない責任、義務がありますので、その意味で、今回、事務局のほうから提案いただいた内容は、改正法の内容に沿って、ただ、その枠内でなるべく従前の条例の趣旨を生かしていきましよう、そういう内容なのかなというふうに私も感じております。

あとは、法律の是非ということについては、もちろんそれは政治の、国会での議論の話になってくるので、そこに対して、どういふような意見を言っていくかというのは、今●●委員のほうでおっしゃっていた3つの方法があるんじゃないかというようなことですので、そこはまた、市議会等で御検討いただくということがよろしいのかなというふうに私も個人的には感じました。

○事務局 ありがとうございます。

○会 長 こういう意見があったということは、何か。

○事務局 そうですね。答申のほうに。

○会 長 これは、ここの全体の意見というよりは、そういう意見が。

○事務局 はい。会として頂いたということで。

○会 長 ありましたということで、参考意見というふうな形の取扱いでいいかなと思えます。

○事務局 承知しました。

○会 長 ほかの委員さんは大丈夫でしょうか。

○委 員 私は今、皆様のお話を伺って、とても学ばせていただきました。平成21年か

ら行政相談員、これは総務省の機関ですけれども、市民の御相談をいつも受けるときに、どこを視点に考えるかとか、どこに考慮しなくちゃいけないのかというのを改めて認識させていただいたと思います。これからの市民、相談がありましたら、それを心に置いて、本当に国と地方のバランスの取れた情報の活用、そういうものを心に置いて相談を受けたいと思いました。ありがとうございます。

○委員 感想になりますが、資料を送っていただきまして、実を言いますと何度も読み返させていただきました。法律用語が難しくて、意味を調べながら進めさせていただきましたが、まだ十分ではありませんが、今日説明を聞いて大分よく分かりました。ありがとうございます。

時代がどんどん進んでいきますと、やっぱり流通のほうに力が進んでいくのは仕方のない面もあるのかなとは思いますが、条例のほうでは、国よりも厳しくいろいろなところを頑張って努力してくださっていることはよく分かったなど、そんなふうに思いました。ありがとうございました。

○事務局 ありがとうございます。

今、示唆に富んだ御指摘をたくさん頂きまして、この後、先ほどスケジュールの中でありました12月議会に、今回御承認いただいた内容を基に個人情報保護法施行条例を議会のほうへ提案をいたしますので、またその議案審議の中でも、恐らくいろいろな今頂いたような御意見というのが出てくるかと思っておりますので、そちらにもしっかりと対応できるように準備を進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○事務局 ありがとうございます。

○会長 議題2に関しては、これでよろしいでしょうかね。ほかに何か言いたいことありますか。

○会長 では、議題3ですね。よろしくお願いします。

〔事務局説明：議題3〕

○会長 ありがとうございます。

今の内容について、何か質問などありますでしょうか。
よろしいでしょうかね。

〔「はい」と言う者あり〕

○会長 では、議題3は、これで終了とさせていただきます。

そのほか、事務局のほうから何かありますでしょうか。

○事務局 連絡事項として、あと残り2つございます。

今、1件、審査請求、市役所が行ったある処分について、不服があるということで請求が出ております。そちらについては、内部での審査を経た上で、この審査会に諮問をかけるような形になりますので、そちらについても、恐らく年内か年度内、もう少し先のスケジュールになるのですけれども、皆様に改めてお集まりいただくような

形になりますので、よろしく申し上げます。

最後なのですけれども、本日の議事録については、こちらで作成した上で皆様にメールで確認をお願いさせていただきたいと思います。修正等ありましたら、最後は、会長と事務局のほうで一任させていただいて、最終案の決定という形にさせていただく形でよろしいでしょうか。

〔意見なし〕

○事務局 よろしく申し上げます。

○委員 質問してよろしいですか。

○事務局 はい。

○委員 内容とは関係ないのですが、2ページのほうで新個人って、新が入っていますが、右側のほうはもう個人情報保護と書いてあるのですが、この新というのは、いつ抜けるのですか。

○事務局 新とか改正とか、いろいろ、ものによって書き方は違ってはいますが、基本的には、今年の4月1日からは、個人情報保護法という法律は一本化されています。

ただ、先ほど言った地方公共団体が統一されるというのが令和5年4月1日なので、法律はもう改正をされてしまっているのですけれども、施行はまだこの半年先、4月1日からということで、それを新個人情報保護法という、あるいは改正個人情報保護法とか、呼び方はちょっと変わっていますが、そういったことになっています。

○委員 ありがとうございます。

○委員 ついでにいいですか。

○事務局 はい。

○委員 先ほどの課長のお話でいきますと、個人情報保護条例に関しては二通りができるという話となります。例えば、文書としては、行政機関個人情報保護条例というふうに名前がつくかもしれないし、議会個人情報保護条例という名前がつくかもしれません。それとも、もしかしたら、いわゆる法の施行の条例だけが出されて、そっちはそっちで置いておいて、また別の条例ができるのか、それまでの条例を改正するのか、いろいろなパターンがあるということですか。

○事務局 そうですね。今ある現行の個人情報保護条例については、今回の新たに提案する個人情報保護法施行条例の制定と同時に廃止をする予定です。ですので、その廃止によって、議会は完全に保護制度から外れてしまいますので、条例上も外れてしまうし、法律上も来年の4月1日になると外れてしまうので、議会独自の議会用の個人情報保護条例を新たに制定する必要があるのですが、我々執行部側が提案するような法の施行条例という形よりも、むしろ法律に近い、個人情報保護法に近い内容の条例が必要になると。今、準則が示されているのが、五十幾つの条文から成りますので、かな

りボリュームのある条例になると聞いています。

- 委員 そうしますと、今回の施行条例をまずつくりますよね。同時に廃止条例をつくりますよね。それで廃止しますよね。その結果、簡単に言うと、行政と議会の2本化にするということですよ。さっきのお話のように、行政機関。名前がついているかどうかは別にして、行政機関個人情報保護条例と、これも名前がついているか、どうなるか分かりませんが、議会個人情報保護条例というふうに分かれるわけですよ。
- 事務局 そうですね。執行部側と議会側が二つの条例を持つということになります。
- 委員 そうですよ。それだけのお話を。確認でした。すみません。
- 会長 ほかに確認されたい事項などありますか。大丈夫でしょうか。あと、事務局の方は。
- 事務局 特にございませぬ。
- 事務局 ございませぬ。
- 会長 では、これでおしまい。
- 事務局 はい。
- 会長 そしたら、約2時間ですけれども、今日の審査会はこれで閉会ということにさせていただきます。皆さん、お疲れさまでした。

(会議資料)

- ・「個人情報保護法の改正に伴う市の対応について」
- ・国資料「個人情報保護法の改正について」（抜粋）
- ・参考資料1 白井市個人情報保護条例と個人情報保護法の条文比較
- ・参考資料2 白井市個人情報保護条例と改正個人情報保護法の主な相違点について
- ・参考資料3 地方公共団体が定める条例について
- ・全国市議会議長会「新個人情報保護法に伴う議会の個人情報保護の対応について」
- ・令和3年度情報公開制度・個人情報保護制度運用状況